令和９年度教育支援嘱託員（会計年度任用職員）
採用選考実施要領

８世教指第８７２号
令和８年１１月１１日
世田谷区教育委員会
教育指導課

１　採用職種・人数

教育支援嘱託員（会計年度任用職員）・３０名程度

２　任用期間

令和９年４月１日から令和１０年３月３１日の１年間

３　応募資格

※教育支援嘱託員（A）については、以下（５）の資格要件を満たすこと。

（１）教員経験を有する者
（２）教育支援嘱託員の職務を遂行するために必要な知識、能力及び経験を有すると認められる者
（３）健康で職務に意欲のある者
（４）「２　任用期間」において、世田谷区で「会計年度任用職員制度の『職』」として他に任用される予定がないこと。
（５）令和８年１２月２５日に施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第６９号。以下「こども性暴力防止法」という。）に規定する特定性犯罪事実該当者でない者。

なお、以下の地方公務員法等で選考を受けることができないとされている方は応募できない。

【地方公務員法第１６条（欠格条項）】

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

１ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
２ 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から２年を経過しない者
３ 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第６０条から第６３条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
４ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

※ 平成１１年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者は受験できません（心神耗弱を原因とするもの以外）。

４　選考方法及び日程

（１）第一次選考

方法：書類選考（令和９年度教育支援嘱託員採用選考申込書（別紙１）を基に選考する。）

日時：令和８年１２月上旬

（２）第二次選考

方法：面接選考

日時：令和９年１月予定

※詳細については、第一次選考合格者に通知する。

５　選考結果

（１）第一次選考の結果通知は、令和８年１２月中旬に発送予定。

（２）第二次選考の結果通知は、令和９年１月下旬に発送予定。

※補欠者は、令和９年４月１日から１２月３１日の間、名簿に登載し、欠員状況等に応じて順次任用の連絡をする。

※選考結果に関する問い合わせには、一切回答しない。

６　勤務条件

（１）身　　分　地方公務員法第２２条の２第１項第１号に基づく一般職の非常勤職員（会計年度任用職員）※世田谷区教育委員会任用

（２）報　　酬　・教育支援嘱託員（Ａ）　月額２５１，７０２円

・教育支援嘱託員（Ｂ）　月額２４８，６８５円

※上記のいずれも令和８年度現在の額であり、地域手当相当分を含む。一定の要件を満たす場合、期末手当・勤勉手当を支給。

※ 常勤職員の給与改定に応じて、変更する場合がある。

（３）休　　暇　有給休暇　年１４日（任用月により調整する。）

夏季休暇　年４日（任用月により調整する。）

※その他慶弔休暇、妊娠出産休暇、育児休業等の制度あり。

（４）勤務日数　月１６日

（５）勤務時間　原則として午前８時～午後５時１５分の内、７時間４５分勤務。休憩１時間。

※原則超過勤務はないが、公務のために緊急の必要がある場合、勤務時間以外に超過勤務を依頼することがある。

※一部の職にて、夜間勤務あり。

（６）社会保険　健康保険（東京都職員共済組合）、厚生年金保険、労働保険、介護保険の適用あり。

（７）雇用保険　雇用保険の適用あり。

（８）公務災害補償等　公務災害補償等の適用あり。

（9）通勤手当　月額５５，０００円を上限に実費支給する。

【特記事項】
・世田谷区教育支援嘱託員（A）の職務へ従事するにあたっては、こども性暴力防止法に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。
・特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、本職務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、採用条件の一つとして、特定性犯罪事実該当者でないことを求めることとしています。このため、予め、採用選考過程において、申込書により、特定性犯罪の前科の有無を確認いたします。
・なお、その際、特定性犯罪事実該当者でない旨の申告があったものの、実際には特定性犯罪事実該当者であることが判明した場合は、重要な経歴の詐称に該当すると考えられ、合格を通知した後であってもこれを取り消すことがあります。
・また、特定性犯罪事実該当者であることが判明した場合等、こども性暴力防止法及び「こども性暴力防止法施行ガイドライン」に基づいて防止措置を行う必要がある場合に限り、下記7で示す場所以外の場所を含む世田谷区内の各事業所に勤務場所を変更（配置転換）する場合があります。
※「特定性犯罪」、「特定性犯罪事実該当者」の内容は５ページ以降をご参照ください。

7　主な勤務場所

（1）世田谷区役所本庁舎
（2）世田谷区立教育総合センター
（3）その他区立施設
※勤務場所については、申込時点では希望ができない。
※原則、敷地内は禁煙となる。

8　主な職務

・教育支援嘱託員（A）
（1）区内教育関連施設の調整及び管理運営
（2）世田谷区教育委員会の教育支援部門の調整に関する職務等に関すること。
・教育支援嘱託員（B）
区立の幼稚園及び小・中学校における学校経営の支援に関する職務等に関すること。
※「別表　教育支援嘱託員の業務について」参照。

9　その他

地方公務員法上の服務に関する規定が適用となり、これに違反した場合には懲戒処分等の対象となることがある。

10　募集の周知方法

世田谷区ホームページ

11　申込期間

令和８年１１月１１日（水）～令和８年１２月４日（金）午後５時（必着）

12　申込方法

（１）以下の「13　申込・問合せ先」へ、「令和９年度教育支援嘱託員採用選考申込書（別紙１）」及び「世田谷区における勤務経歴等確認票（別紙２）」を持参または郵送（持参の場合は、土・日曜、祝日を除く、午前８時３０分から午後５時まで）。
※申込書（別紙１）については、教育支援嘱託員（Ａ）と教育支援嘱託員（Ｂ）で用紙が異なるため、注意すること。
※申込書（別紙１）の１枚目下部にある日付と氏名欄は必ず自筆すること。
※メール及びファクシミリによる電送等では受付けない。

（２）「令和９年度教育支援嘱託員採用選考申込書（別紙１）」及び「世田谷区における勤務経歴等確認票（別紙２）」に事実相違があった場合は、不合格とする。

（３）書類提出後にやむを得ず訂正する場合、または選考試験を辞退する場合は、必ず連絡すること。

（４）選考書類は、選考目的以外には使用しない。また、選考書類は返却しない。

13　申込・問合せ先

世田谷区教育委員会事務局　教育指導課　指導管理係
電話　０３－５４３２－２７０６
〒154-8504　世田谷区世田谷４－２１－２７
（世田谷区役所東棟６階６０３窓口）

14　その他

本要領については、令和８年１１月１１日より施行する。

◎ハラスメント相談窓口のご案内
採用選考に際して、区職員によるハラスメント行為があった場合は、以下の相談窓口に相談してください。なお、相談したことを理由に採用選考で不利になることはありません。
【ハラスメント相談窓口】
学校教育部　教育指導課　指導管理係　岩間
電話　０３－５４３２－２７０６

【学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（抄)】

（定義）

第２条（略）

７　この法律において「特定性犯罪」とは、次に掲げる罪をいう。

１　刑法（明治四十年法律第四十五号）第百七十六条、第百七十七条、第百七十九条から第百八十二条まで、第二百四十一条第一項若しくは第三項又は第二百四十三条（同項の罪に係る部分に限る。）の罪

２　盗犯等の防止及び処分に関する法律（昭和五年法律第九号）第四条の罪（刑法第二百四十一条第一項の罪を犯す行為に係るものに限る。）

３　児童福祉法第六十条第一項の罪

４　児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第四条から第八条までの罪

５　性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第二条から第六条までの罪

６　都道府県の条例で定める罪であって、次のイからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものとして政令で定めるもの

イ　みだりに人の身体の一部に接触する行為

ロ　正当な理由がなくて、人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体をのぞき見し、若しくは写真機その他の機器（以下このロにおいて「写真機等」という。）を用いて撮影し、又は当該下着若しくは身体を撮影する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置する行為

ハ　みだりに卑わいな言動をする行為（イ又はロに掲げるものを除く。）

ニ　児童と性交し、又は児童に対しわいせつな行為をする行為

８　この法律において「特定性犯罪事実該当者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

１　特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者（その刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者（当該執行猶予の言渡しが取り消された者を除く。次号において「執行猶予者」という。）を除く。）であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二十年を経過しないもの

２　特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者のうち執行猶予者であって、当該裁判が確定した日から起算して十年を経過しないもの

３　特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して十年を経過しないもの

附　則

（改正前の刑法に規定する罪についてのこの法律の適用関係）

第２条　第二条第七項（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用については、次に掲げる罪は、同号に掲げる罪とみなす。

１　刑法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第七十二号。次項において「刑法一

部改正法」という。）による改正前の刑法第百七十八条の二、第百八十一条第三項若しくは第二百四十一条の罪又はこれらの罪の未遂罪

2　刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和五年法律第六十六号）第一条の規定による改正前の刑法第百七十六条から第百七十八条までの罪又はこれらの罪の未遂罪

2　第二条第七項（第二号に係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法一部改正法附則第三条の規定による改正前の盗犯等の防止及び処分に関する法律第四条の罪（刑法一部改正法による改正前の刑法第二百四十一条前段の罪又はその未遂罪を犯す行為に係るものに限る。）は、同号に掲げる罪とみなす。

（懲役を言い渡す裁判についてのこの法律の適用関係）

第３条　第二条第八項(第一号及び第二号に係る部分に限る。)及び第三十四条第二項(第一号並びに第二号ロ及びホに係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）第二条の規定による改正前の刑法第十二条に規定する懲役又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判は、拘禁刑又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判とみなす。

※第２条第７項第６号の罪は、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行令（令和７年政令第 440 号）（抄）第２条及び附則第２項に掲げる条例（各都道府県のいわゆる迷惑防止条例及び青少年健全育成条例）で定める又は定められていた罪であって、同号イからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものをいう。